

2018年3月20日
株式会社神戸製鋼所

相談役・顧問制度の見直しに関するお知らせ

当社は、コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組みの一環として、相談役・顧問制度を見直し、2018年4月1日より新制度に移行することを決定しましたので、お知らせいたします。

【制度見直しのポイント】

- 会長・社長退任者に委嘱する「相談役」は廃止とします。
- 新制度では、役員退任者に慣例的に「顧問」を委嘱することを廃し、特別な知識や経験等を有する役員退任者や社外有識者に、経営上の特定分野に関する指導・助言、経済団体等での活動を委任する場合に限り、原則1年単位で「顧問」を委嘱できるものとします。
- 特に代表取締役退任者に委嘱する場合は、「特任顧問」とし、その就任にあたっては、新設を予定している指名・報酬委員会の審議を経るものとします。

【新制度における特任顧問・顧問】

- 新制度への移行により、2018年4月1日付の特任顧問・顧問は以下のとおりとなります。

特任顧問	:	0名
顧問（当社グループ役員退任者）	:	8名（内、経済団体役員等6名）
顧問（社外有識者）	:	13名

以上